

平成17年度第2回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 : 平成17年8月10日(水) 10:00~12:06

場 所 : 愛媛県庁第二別館 5階 第3会議室

出席者(敬称略) 16名

赤 澤 淳 子	今治明德短期大学助教授
今 井 誠 一	公募委員
小山田 敬 子	えひめ生活センター友の会会長
甲 斐 朋 香	松山大学法学部講師
加 藤 忠	愛媛県医師会事務局長
亀 岡 マリ子	愛媛県小中学校長会副会長
佐 伯 三麻子	松山東雲女子大学教授
新 開 千富美	愛媛県商工会議所女性連合会理事
杉 田 由美子	愛媛労働局雇用均等室長
田 中 チカ子	えひめ女性財団理事長、松山東雲短期大学教授
谷 茂 男	愛媛新聞社報道局長
戸 澤 健 次	愛媛大学法文学部教授
中 道 仁 美	愛媛大学農学部助教授
宮 崎 佐恵子	愛媛県漁業協同組合女性部連合会会長
山 下 敦 子	公募委員
山 田 由 美	愛媛県PTA連合会副会長

1 開 会

司会 ただいまから、第2回男女共同参画会議を開会いたします。

2 会長あいさつ

司会 初めに、田中会長からごあいさつをお願いいたします。

田中会長 皆様おはようございます。お暑いところをお集まりいただきましてありがとうございます。

第2回でございますけれど、第1回の会議で皆様からは、確かに見直しではあるけれど

も、現実を踏まえた見直しでなければいけないのではないかというご意見もいただきました。今回は、国の参画計画が中間整理という段階で答申が出ておりませんでしたので、私どもも手探りで進めてまいりましたが、ご存じのように、7月25日に答申が出ましたので、そのことも勘案しながら進めて参りたいと思います。今日は、3つの課から各担当者が来てくださっておりますが、それぞれご報告いただきまして、現状を踏まえた上で皆様のご意見をお伺いして実際の見直し案を考えていきたいと思っております。

本日は、子育て支援課、長寿介護課、農業経営課からそれぞれ要旨につきましてご説明をいただき、委員の皆様からご質問、ご意見も伺いまして、その後、中間見直しの検討に入りたいと思っております。できるだけ後段のほうに時間を割きたいと思っておりますので、担当課の皆さんには申し訳ないのですが、10分ぐらいずつでご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

司会 ありがとうございます。

続きまして、会議を傍聴される方をお願い申し上げます。傍聴人は、審議の円滑な進行を妨げるような行為をすることを禁じられております。静粛に傍聴いただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入る前に時間をいただいて、確認等をお願いいたします。

まず、出席者でございますが、本日は、相原委員、池松委員、岡平委員、下田委員、野田委員の5名の日程が整わずご欠席されておられますので、16名の委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

関係する計画のヒアリング資料として、資料1は、愛媛県次世代育成支援行動計画。資料2は、愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画。資料3は、愛媛県農山漁村女性ビジョンです。

次に、国の男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方。資料5は、検討の進め方。資料6は、体系表の項目等（骨子）の検討案。資料7は、項目等の検討について参考資料1。資料8は、項目等の検討について参考2です。

資料の不足等がございましたら、合図をお願いします。

それでは、会議の進行を会長をお願いしたいと思います。田中会長さんよろしく願いいたします。

3 議 事

田中会長 はい。ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。先ほど申し上げましたように、まず現状からということですが、この参画会議では、例年、関係各課のヒアリングを行ってきております。それがこの会の役割の一つですが、今年度は特に計画の見直しということがございますので、愛媛県男女共同参画計画に特に関係の深いもの、そして数値指標の見直しについても直接関係してくるもの、そういった計画の状況について関係各課からご説明をいただきたいと考えております。

子育て支援課からは、次世代育成支援行動計画。長寿介護課からは、高齢者保健福祉計画と介護保険事業支援計画。そして、農業経営課からは、愛媛県農山漁村女性ビジョンについてご説明をいただきます。

先ほどもお願いいたしました、約10分間説明をいただきまして、その後5分くらい時間を設けまして、委員の皆様からの質問あるいはご意見等をお伺いし、後の計画の見直しに生かしていきたいと思っております。

それでは、子育て支援課からよろしくお願いたします。

子育て支援課（高村） 子育て支援課の高村といいます。よろしくお願いたします。

愛媛県次世代育成支援行動計画についてということでお時間をいただきましたので、配付資料1に従いましてご説明させていただきます。

まず、プランの説明に入る前に、少子化の現状について簡単にご説明させていただきます。

資料1の2枚目をご覧ください。少子化の指標として出生数と合計特殊出生率があります。一番上の表に、本県の出生数の推移を出しておりますが、平成16年が1万2,057人、今からちょうど30年前の昭和49年が2万4,561人ございまして、30年間で約半減しております。これまで全国で2回のベビーブームがありましたが、戦後の昭和22年から24年にかけて全国で約270万人が生まれております。これが第一次ベビーブームと言われたものです。今のちょうど56歳から58歳の方で、団塊の世代と言われておりますが、数年するとこの方々が退職し労働力不足が懸念されています。その団塊の世代の子ども世代が、昭和46年から49年にかけて第二次ベビーブームということで、全国で約200万人が生まれております。これは今の31歳から34歳にかけて団塊のジュニア世代と言われておりますが、この団塊のジュニア世代が今、結婚、出産期に入っておりまして、少子化に歯止めをかける最後のチャンスではないかと言われております。ただ、なかなか第三次ベビーブームというのがやってきません。平成16年全国で約111万人、第一次ベビーブーム期の4割、第二次ベビーブーム期の6割という低水準になっております。

それからもう一つ、合計特殊出生率は2番目の表です。これは、女性が一生の間に生むと推定される子どもの数ですが、もう少し詳しく言うと、15歳から49歳までの女子の年齢別の出生率を合計したものです。これが平成16年愛媛県で1.33、全国で1.29という数字になっておりまして、人口維持に必要とされる2.08を大きく下回っています。本県で2.08を

最後に上回ったのがちょうど30年前の昭和49年で2.16、以降、長期的に低下傾向にあり、世界でも最低レベルと言われております。

それから一番下の総人口ですが、2000年までは5年ごとの国勢調査の数字が入っておりまして、2005年からは推計人口が入っております。その総人口、まず15歳未満の年少人口がグラフの一番下側の網掛け部分、そして、15歳から64歳までの生産年齢人口がグラフの真ん中の点の部分です。それから、65歳以上の老年人口が一番上の縦線の部分で、3区分に分けております。本県の総人口ですが、2000年の国勢調査では149万3,000人。30年後の2030年の推計人口が一番右に出ていますが、124万6,000人ということで、約25万人減少すると言われております。その中でも65歳以上の老年人口が約3割増えて、年少人口、生産年齢人口が減少していくという推計が出ております。日本の総人口ですけれども、来年の平成18年をピークに減少すると言われております。本県の総人口につきましては、もう既に減少が始まっておりまして、1985年以降減少傾向が続いております。

その少子化の要因はたくさんありますが、一つは、平均初婚年齢の上昇。本県の平成16年の男性が28.7歳、女性が27.2歳となっております。そのほかに未婚率の上昇、いわゆる非婚化。当然、平均初婚年齢の上昇、晩婚化ということで晩産化、そのほかに子育てとか教育費などの経済的負担とか、子育て負担感など様々な要因が指摘されております。

少子化の影響ですが、経済面の影響として、労働力人口の減少や経済成長率の低下。社会面の影響として、子どもの数が減っていますから、子ども同士の交流機会の減少や過保護化などによって子どもの健やかな成長などが懸念されています。

それで、「えひめ・未来・子育てプラン」の概要ですが、県ではこれまで平成9年に「愛媛版エンゼルプラン」、平成14年に「えひめ子どもプラン」等により子育て施策を推進してきました。しかしながら、全国的に少子化の流れが止まらないということで、国におきまして、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に、次世代育成支援対策推進法（＝次世代法）が成立いたしました。この次世代法では、都道府県、市町村、企業等に行動計画、いわゆるプランの策定が義務づけられまして、本県では「えひめ子どもプラン」を発展させた「えひめ・未来・子育てプラン」を本年3月に策定しました。この計画では、基本理念として3つの視点を掲げています。基本理念と計画の基本目標としては、子どもの視点、親の視点、地域の視点ということで、まず子どもの幸せを第一に考える。次に、長期的な視野で次代の親づくりという親の視点。最後に、社会全体によるすべての子どもと家庭への支援ということで地域の視点という3つの基本理念に基づきまして、その下に第1目標から第6目標まで、6つの基本目標を掲げています。その目標ごとに3つの基本施策を置いていますが、合計18の基本施策を置きまして、これまで以上にきめ細かな取り組みを進めまして、家庭の子育てを支援するとともに、社会全体が一体となって、子どもたちが心身ともに健やかに育つための環境を整えることを目指しています。

中身については、ダイジェスト版をご覧ください。今ご説明させていただきました、第1目標から第6目標まで簡単に書いたものがあります。第1目標から第2、第3、第4目標と矢印が回っておりますが、まず、第1目標で若年者、高校を卒業し、社会人になって結婚期に至るまで。第2目標が妊娠・出産期。第3目標が乳幼児期。第4目標が学童・思春期と成長段階に応じた取り組み。これにプラスして、真ん中に第5目標、第6目標を中央に置いています。第5目標としては、特に支援を要する子どもと家庭に対する支援として、被虐待児と障害児とひとり親家庭を対象としております。そして第6目標では生活環境づくりということで、計6つの目標を掲げております。裏側に目標指標を掲載しております。このプランでは、計画期間中、平成17年度から21年度までの5年間を前期計画としていますが、その計画期間中における取り組みとして具体的な目標数値、計画の実行性を高めるということで労働、保健、医療、福祉、教育、警察など様々な分野から85の目標を掲げております。前計画の「えひめ子どもプラン」が24項目でしたから、内容的にはかなり充実したものとなっております。

また、これまでのプランは、国が「エンゼルプラン」、「新エンゼルプラン」を作りまして、それに基づいて県がプランを策定し、市町村に対するマスタープランとしてお示ししていたものですが、今回の計画については、市町がアンケート調査を行いまして、市町において行動計画を作りまして、それらの目標数値を県が集計し積み上げて最終的な目標数値を設定いたしました。特に、国が特定14事業として事業を進めていくということで、第3目標の16番の地域子育て支援センターから18番のファミリー・サポート・センターまで。それから22番の通常保育から31番の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）まで。これらの事業については、特に国がこれから市町として取り組むべき事業として位置づけられております。

この計画ですが、次世代法につきましては、10年間の時限立法になっておりまして、これから5年後、平成22年にはまた本計画を受けた後期計画を策定するということとなっております。簡単ですが、以上で終わらせていただきます。

田中会長 はい、ありがとうございました。大変要領よくまとめてくださいました。皆様のほうからご質問、あるいはご意見がございましたらお願いいたします。

内容の濃いものを短時間でご説明いただきましたので、専門外の方にはわかりにくい点もあるかと思えますけれど。

田中会長 はい、戸澤委員さんどうぞ。

戸澤委員 私は、日本の人口動態の調査表を見るときに思っていることがありましたので、一言申し上げます。2030年までというか、多くの場合2025年までが書かれているのですが、どうせ予想のことでしょうから。それでも現在生きている人をベースに計算をしてグラフをつくるわけですので、2050年まで作っていただけたらと思うんです。私達ももうこれから高齢化社会ということで議論するわけですが、2050年のときには恐らく全然違った絵に

なるのではないかという気がずっとしておるわけです。老人も少なくなるんです、私の考えでは。2050年まで描いていただいたら、この高齢化社会というのは、一過性とまでは言いませんが、波を2つ3つと越えてきて、越え切れれば次の問題。つまり、高齢化ではなくて、人口減少社会、そういう成熟社会の持つ問題という問いかけになるだろうというような気がしております。老人がどんどん増えていくという形での議論が気になっておりましたものですから。ここは出生数の表ですので、場違いかもしれませんが、国の資料ですからどうにもならないかもしれませんが、県でも2030年までの表で議論していると、とにかく子どもが生まれるのが少なくなって高齢化社会が進む、と言っていますが、子どもが生まれるのも少なくなるけれども、老人も少なくなる時代がやってくるということも考えなくちゃいけないと思っておりましたので。この表、今のご説明にも何の関係もない感じが言わせてもらいました。

田中会長 はい、ありがとうございます。何も関係がないかもしれないけれどというお話ですが、子育て支援課では、この2050年までというようなタイムスパンの中でお考えになるようなことはどうでしょう。

子育て支援課（高村） はい、ここに出させていただいた推計人口は、厚生労働省の外郭団体であります国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を使用させていただきましたが、2050年までの数字は出ています。ただ、全国で具体的には2050年には1億59万人になるという数字は出ているのですが、都道府県別の推計人口が2030年までしかなかったものですから、県として推計人口を発表、公表しているものはないということで2030年の数字で使わせていただきました。

戸澤委員 ありがとうございます。

田中会長 おっしゃるとおりで、これからはそういったもう少し長いタイムスパンを視野に入れながら考えていくと、また違った絵が描けるといいますか、物が見えてくる点はありますでしょうか。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。はい、赤澤委員さんどうぞ。

赤澤委員 いただいた資料の中に具体的な施策の目標というのが書いてありますが、私は具体的というよりも結構抽象的だなと感じました。こういう文言は今まで制度等いろいろできたときに何回も目にしたような目標ですが、具体的に行動レベルでの具体的な施策というか、こういう数値目標ではなくて、このように変えていこうというようなアクションレベルでの施策というものが打ち立てられているのでしょうか。例えば、ダイジェスト版を見たときに、第3目標の真ん中ですが、「適切な経済的負担の軽減を図り」というのは、これから子どもを生む人にとっても事業所側にとっても大きな問題というか、少子化に歯止めをかけるすごく重要な要因だと思うのですが、具体的な何か行動レベルでの施策というものが考えられていましたら、何かお教えいただきたいと思います。

田中会長 はい、これはダイジェスト版ということですので、具体的といいながら抽象的

な表現になっているということですが、子育て支援課ではどのようにお考えですか。

子育て支援課（高村） はい、説明不足なところがあったかと思いますが、具体的な目標数値というのは、今までの計画は「目標数値を掲げて何年までにやります」というものが少なく、「何々に努めます」とか「何々を推進します」というような位置づけだったと思います。今回の計画については、次世代法が10年間の時限立法ということで、計画を、期限を切って、それまでに具体的に、例えばファミリー・サポート・センターだったら何力所から何力所にします、保育所の延長保育だったら何力所から何力所に増やします、という意味の具体的な目標数値の設定ということで位置づけています。お話がありました経済的負担の軽減については、児童手当などの手当関係にしても、医療費制度にしても、国の施策というのが多いわけです。もちろん、ここには出ていませんが、本編のほうには若干触れております。ただ、基本的には国の施策なので、「国に対して要望します」とか「児童手当の拡充について努めます」というような表現になっています。ただ、年齢の引き上げを要望するとか、医療費の制度を創設してくださいといったような形で国に対する要望というのは県でも行っていますが、基本的には国の施策であるということで、国の「子ども・子育て応援プラン」の中でも税制、経済的負担の軽減については余り触れられていません。税制改革など今国のほうで議論されていますが、そういったことは「検討します」というところに留められているのが現状です。ただ、方向としては、児童手当は拡充の方向にありますし、医療費制度は例えば対象枠を広げるというふうな流れにはなっております。

田中会長 ですから、具体的な目標といいますが、国の施策に頼るところは県レベルではそのような抽象的な表現になっているということですが、今のご説明はそういうことでしたね。

赤澤委員 県独自ではそういうことを考えられていませんか。

子育て支援課（高村） 乳幼児医療費などは県単でやっておりますし、もちろん、国だけの制度ではないのですが。

田中会長 はい、また詳しくは別の機会にということにしたいと思いますが、子育て支援課のほうにご質問ございませんか。はい、今井委員さん。

今井委員 この男女共同参画社会づくりが推進されることによって、少子化に歯止めがかかるとか、良い方向へ展開しなくてはならないと思うのですが、実際、女性の社会進出が進んでも、それを取り巻く職場環境等が整っていかなければ、男女共同参画に対する意識醸成はできるとしても、環境づくりが後れておれば、逆にマイナスの結果になりはしないかと心配しております。男女参画社会づくりを推進する中で、バランスの取れた推進をして欲しいというのが私の希望です。

田中会長 はい、ありがとうございます。次世代育成支援に直接かかわるようなご発言だったわけですがけれども、今の今井委員さんのご発言については子育て支援課のほうから何

かございますか。

子育て支援課（高村） 確かに今回のプランの策定につきましては、働き方の見直しというのがかなり重要視されておりまして、労働局の杉田室長さんもいらっしゃいますが、これから企業のほうも子育てに対して理解をということで、企業においても行動計画、例えば育児休業を取りやすい職場環境づくりといった視点で、従業員が301人以上の企業につきましても、県と同じく行動計画の策定が義務づけられ、それに基づいて進めて行くという方向になっています。そういったことで、うちの計画でも、まず就労環境づくりとか男女が協力してというところを一番の目標に掲げているところです。

田中会長 ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。

では、次に高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画につきまして、長寿介護課の方からご説明をお願いしたいと思います。

長寿介護課（安部） 長寿介護課の安部と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料2の愛媛県高齢者保健福祉計画と愛媛県介護保険事業支援計画の内容についてご説明したいと思います。

まず、これをご覧になって、2つの計画が並んでいるのはどうしてなのかなと思われるかと思いますが、これはそれぞれ計画によって根拠の法律が違っているためです。老人福祉法や老人保健法に基づく計画が、上段の高齢者保健福祉計画でございまして、要介護状態の方だけではなく、お元気な高齢者の方に対する生きがい対策というものも含めた県の高齢者全般に係る広い面での政策という位置づけになります。計画の中で政策の方向性を示す、言わば文言の計画という形になっています。

そしてもう一つの介護保険事業支援計画ですが、これは介護保険法に基づくものです。皆様ご承知のとおり、介護保険法が平成12年度から施行されまして、それとともに計画も設けるようになっていきます。そして、この計画では、要介護者の数や必要な要介護サービスの量など、そして全体のどれくらい費用がかかるのかという、いわゆる数字の面をあらわした計画という形になっています。第2期と申しておりますが、平成15年度から平成19年度の5年間、この間はこれら2つの計画を一体化して作ったというわけでございます。

資料の1ページに基本的な事項として整理しております。（2）で計画期間を5年間としておりますが、これは3年ごとに見直すことになっておりまして、2期は計画期間を5年間としておりますが、17年度中に平成18年度からの計画を策定することとなっております。これを3期と呼んでおりますが、この3期からは計画期間を3カ年にするような見直しが加えられておりますので、その点でも現在策定を進めようとしております計画は、少し内容が変わったものとなるかと思っております。

それともう一つ、皆様ご承知のとおり、介護保険法がこの6月22日に参議院の本会議で可決成立して、6月29日に改正介護保険法が公布されております。今回かなり大きな部分が変わっておりますので、現在作業中の平成18年度からの計画はこの法律の内容を踏まえ

たものになりますので、今お手元で見いただいているものは、言わばその前の仕組みのものであるということをご承知いただきたいと思います。

では、2ページをお願いいたします。ここに2つの計画の項目を示しております。高齢者保健福祉計画云々と申し上げましても、どのようなことを定めるのが、ちょっとわかりにくい点もあろうかと思えます。ここで見ていただきますと、高齢者保健福祉計画では、上の白丸のように総合計画、2つ目の白丸のように介護保険の給付以外のサービス、これらについてのものが高齢者保健福祉計画。そして、その中に含まれる形で介護保険事業支援計画があるというようにご理解いただいで良いのではないかと思います。

3ページから7ページにかけては、平成14年度の終わりに作ったこの2期の計画を検証している部分でございますので説明は省かせていただきます。

8ページをご覧ください。2期の計画を作る段階で、まず高齢者人口を推計しております。これが平成15年度と平成19年度の推計です。実際は、この計画よりも少し進んだペースで高齢化が進んでいるという現状です。下の表が要介護認定者の方の推計です。要介護認定の方というのは、要介護認定の申請をされた結果、自立以外となった方の数を示しています。それを見ていただきますと、出現率という言葉がありますが、これは65歳以上の高齢者全体に占める要介護認定者を示しております。19年度は18.07%というふうに見込んでおりました。5人に1人弱なのですが、それが現在、直近のデータ17年4月の段階で19%を超えておりますので、この要介護認定者の出現も計画を超えるペースで進んでいるということになっています。

あと、この2期の計画で3つの課題と施策の目指す方向を定めています。それを示しているのが9ページ、10ページ、11ページです。

まず、9ページですが、ゴシックのところですが、重点課題の下に施策の目指す方向1があり、その下に矢印で「要介護高齢者の割合が減少する社会」とあります。これが施策の目指す方向の1つです。下に具体的な取り組みとして、このような観点で進めていこうという、言わば方向性を示した内容になっています。

2つ目の重点課題に基づく施策の方向が、次の10ページです。先ほどの課題・目標は、言わばお元気な方をたくさんに増やしていこうという考えでしたが、10ページは、実際に介護保険料をご負担いただいでいますと、保険料が高いという声もよく聞きますが、それだけ高いものを払っても介護サービスを利用して良かったと、そう思えるような社会をつくるべきだということに基づいて「質の高い介護サービスが提供できる社会」、これを2つ目の施策の方向としております。

そして、3つ目の施策の方向が、11ページです。これも抽象的な表現にはなっておりますが、「心の元気な高齢者が増加する社会」です。

これら3つの施策の目指す方向に基づいた全体の政策目標を12ページに掲げています。それが、「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる社会づくり」です。この「住み

慣れた地域」というのが、今回の介護保険制度の改正の中でもキーになっています。特に認知症の方が増えているような現状ですと、住み慣れたところを変えると、いわゆる環境が変わったことで、その方の持っている力が失われてしまうというリロケーションダメージ（Relocation Damage）という言い方もされていますが、そういうことに基づいて「住み慣れた地域」というのが入っております。そして「生き生きと暮らせる」、これはもちろん健康な方はそれぞれのアクティビティ等に励んでいただくということと、そうではない要介護状態の方についても、自分の意思で何かができる、自分の意思で暮らしていける、そのような社会を目指すという観点です。

参考として13ページから16ページにかけて、施策の体系にまとめております。例えば、13ページの「要介護高齢者の割合が減少する社会」という方向に関しては、このような観点で施策を進めていきたいということです。まず、サービス利用実態等の把握を行う。そして介護予防事業の効果的な実施を行う。老人保健事業等の推進を行う。このように見ていただければと思います。

先ほど介護保険法の話に少し触れましたが、例えば介護保険法改正の内容の目玉としては、予防重視型社会へ転換していこうということがあります。この13ページの施策の体系を見ていただきますと、介護予防事業の下に老人保健事業というのが並んでおりますが、従来の施策の観点ですと、ややもするとその連携が取れていないことや、目標を立てての検証ができていないというような指摘もあるところですが、今申し上げたのは一例ですが、そのような観点もありますので、今回の介護保険法改正等を受けて、この施策の体系等についても見直しを図っていきたいと考えております。

17ページ以降は、介護保険事業支援計画、いわゆる介護保険の中の数字の目標を定めた部分です。例えば17ページは、サービス利用者の15年度、19年度それぞれの見込み。18ページは、そのうちの在宅サービスの利用量について、15年度と19年度を比べますと、おおむね20%以上増えるような見込みになっている。また、施設については、現在、施設給付の見直しというのでも介護保険の見直しの大きな柱ではありますが、例えば19ページの下表では、介護保険の3施設については、15年度と19年度で施設整備目標（ベッド数）を設けて、現在計画的にその整備を進めているところです。

20ページには総費用と介護保険料を載せております。総費用というのは、計画で見込んだ個々のサービスを提供するにはどれだけの費用がかかるのかを表しております。例えば17年度では、全体の総費用が1,000億を超えるような推計になっています。下の表は、いわゆる各市町村ごとの高齢者の介護保険料の分布を表しています。なお、これは15年4月1日現在の数ですので、現在の合併後の数とは整合性が取れていませんが、高齢者の介護保険料は市町村によって違いますので、そのあたりかなりの差が出ていると。一つの観点としては、例えば離島や山間部においてサービス量自体が少ない、提供されるサービスが少ないので利用も少ない、そういう観点から保険料が下がっているということ。もう一

つは、保険料が高いところというのは、人口の割合に比例して施設のサービス利用者が多いと見込みますと、どうしても施設の場合は単価がかさみますので、そのような要因であったり、都市部ですとサービス基盤が集中しますので、その結果利用も増えるという点も指摘されているところです。

概要の説明は、以上とさせていただきます。

田中会長 ありがとうございます。

今、長寿介護課の安部さんからご説明をいただきましたが、委員の皆様からご質問やご意見がございますか。中道委員さんお願いいたします。

中道委員 実は、愛媛県の事例ではないのですが、私が調査している所の話です。先ほど12ページで「高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる社会づくり」のご説明がありましたが、愛媛県でも十分あり得ることだと思いますので。年間36万程度の基礎年金しかないけれども自分の家を持っているという方が介護保険料を払おうとしても、月に3万円足らずのお金の中から介護保険料が払えず介護を受けられないというケースが出てくるわけです。実際は自分の家に住みたいと思うけれどもそれができない。その家売るか、その家を担保に借金をして介護保険料を払っていくということでもない限り、介護保険が受けられないという現状がある。愛媛県では具体的にその点についてどんな対策を持っておられるのか。また、このようなケースの人がどのくらいいると把握されているのか、その点についてお尋ねしたいのですが。

田中会長 保険料の減免あたりも含めてお願いいたします。

長寿介護課（安部） はい。お話の保険料の関係につきましては、その方の所得若しくは課税・非課税の状況、生活保護の有無等によって1段階から5段階に分かれています。それで、第3段階を基準保険料といたしますので、20ページに載せているのは、その第3段階に当たる方です。第3段階の方を1.0としますと、例えば生活保護の方や非常に所得の低い方、世帯も非課税、老齢福祉年金のみという方は第1段階に当たりまして、0.50、つまり、半分の保険料ということで、所得の点で一定の配慮をさせていただいているという制度になっています。ただ、それ以外の点でも、例えば、主たる生計者が何らかの形で収入が無くなったとか、災害に遭った場合、若しくは個々の事情で特別に市町が判断するような場合については、その保険料の減免が可能になっています。

お話の具体的な事例については、率直なところ個々の具体的な事例は把握しておりません。よって、保険者である市町の担当者とお話をしたり相談を受けたりするときに聞く範囲のものが私どもの知識になっていきますが、その中でも今申し上げた減免による対応というのは基本的には可能とも考えられますので、個々の事情によりどんな結論になるかはケースによって様々だとは思いますが、まず保険者に相談するということが、何らかの突破口が開けるのではないかと思います。

今正確な数字は手元に持ち合わせていないのですが、保険料段階において第1段階の方

が全体のうち2%位いらっしゃると思います。全国では第3段階の方が最も多いのですが、愛媛県では第2段階の方が多ということで、その点を基準にすると少し低い軸になっています。介護保険は個々のケースによって扱いが変わる場合もありますので、事例によって保険者にご相談いただいたり、若しくは制度の適用や活用をご検討いただくというのが、最初をお願いしている点です。

中道委員 そういう状態で払っている人や、払っていない原因等、具体的に把握されていませんか。

長寿介護課（安部） はい、保険者ごとに個々の被保険者、いわゆる高齢者の方の管理をしておりますので、県として保険料を払っていない方の数は把握していません。ただ、保険料をたまたまこの1月払えなかったからといって介護サービスがたちまち利用できないというものではありません。例えば、1年半若しくは2年以上保険料を払わない場合には、その保険給付（保険給付は9割保険給付で1割が利用者の負担）の割合が、例えば9割から7割に下がってしまうようなペナルティの制度はございますけれども、たちまちそれで介護保険が利用できないというふうに制度上はなってはおりません。

中道委員 私がすごくを心配しているのは、現在要介護で払ってないという話ではなくて、今現在は元気で、払えないから払わないでいるけれども、高齢なので要介護になるかもしれない人の数が、将来的に重大な問題を起こしてくるのではないかと思うので、その点を県が数値を把握しているかどうかということです。

長寿介護課（安部） お話の趣旨はごもっともだと思います。ただ、一義的に言わせていただきますと、保険者はあくまで事業を運営する市町ですので、市町が保険者として被保険者の方に対して制度や方法を周知していくということ。例えば、未納の場合は事情をお伺いして、支払い可能であればお支払いいただく。中には、制度の趣旨をご理解いただけなくてお支払いいただけない方もいらっしゃいます。どうしても払えないというような場合は、その市町で相談いただきますと、減免等の対応ができるというふうに理解しております。

田中会長 そういうご説明はわかった上での中道委員のご意見だと思います。しかし、そうは言っても、もちろん直接サービス提供者は市町ですが、県もそういった数値を把握して、できることがあれば干渉するという意味ではなくて、やはり関わっていく必要があるのではないかというご意見のように伺いました。ただ、個々には本当に様々な事例があるのだらうと思います。それはぜひ住んでおられるところに相談していただくということでしょう。大変現実的ではございますけれども、中道委員、続けてありますか。

中道委員 具体的に県ができることは幾つもあると思います。実際に払えない人、減免でも払えていない人達が、私が調査した場所では多数いました。そういう人達に対して、では家を取り上げるという話になるのはとんでもない話ですし、農村では農地持っているだけでいけませんとかね。自分の住むところから追い出されるなんて皆さん承知できないわ

けです。減免しても払えないものは払えない。収入月額3万円の人には自分の生活だってできない。生活保護を受けるためには全部出さなければいけないことになる。そういう点について、高齢者の実態に合わせた施策を考えることも必要なのではないか。そのためには現状は把握しないといけないと思います。該当する人が少ないなら個別に対応すれば良いかもしれませんが、高齢者はこれから増えてきますよ。

田中会長 はい、そういうことでございます。

戸澤委員 お願いします。

戸澤委員 2つ意見を申し上げたいと思います。今問題にされていることに関しても、私が勉強している政治学の方で考えたことがあるのですが、介護保険は市町主体に進めるということですので、実態把握も基本的には市町でやるということだと思います。中道委員さんが言われているように、農村等で実際に払えなくなっている状況をどうするのかというのは、経済的なことだけではなく、払う人が少なく受け取る人は圧倒的に多いという現象は、農村や過疎地に行けば必ず起こることです。つまり、市町主体に介護保険を進めると、大都会でないところには必ず赤字が出るというのはもう分かっていることだと。だから、合併問題が出て、40歳以上で60歳までの人がたくさんいるところと合併しなければ介護保険はやっていけないというのが基本的な常識だと思います。ですから、弱い者と弱い者が集まって介護保険に赤字をさらに上乗せするような合併というのは心配の限りなわけです。国は、市町主体とする介護保険で赤字が出たら半分は補てんするという閣議決定を行っているみたいですが、その半分の赤字すら市町村が補てんできないというのが実際なので私どもが心配しているところです。だから、今問題になっている、保険料が払えない人と保険の対象となる人の増加に関しては、農村地帯では大赤字になるのは明らかだと言える。逆に言えば、国はそれがわかっているからこそ市町で何とか賄えと言っているふうにも取れるわけで、そうすると、若い勤労世代が少ない市町では間違いなく破綻するというのが一つの意見なんです。だから、救済手段としては、合併を元気な40歳から60歳の方がたくさんいる町や市と合併しない限りは、介護保険の将来は絶対に明るくならないというのが私の意見です。

もう一つ、全然違った問題を提起しますけれども、「要介護高齢者の割合が減少する社会」ということなので私は少し驚いたのですが、素晴らしいことだというのが反面と、ある歴史の一断面に似たようなとんでもないことが行われたことがありましたので。我が国のこの施策を見るとそうではないけれども心配したようなことも起こっていますので。

それはイギリスの事例です。功利主義のジェリミベンサム (Jeremy Bentham 1748-1832) が、貧しい人を世の中から減らす社会をつくりたいと、救貧院 (貧しい人達を集めて、その人達を働かせて貧しくないようにさせようという施設) を作ったのですが、実際には、救貧院の生活は世間で行われている最低生活を越さない水準の生活に設定したので (救貧院での結婚禁止、扇風機の使用等、贅沢は一切禁止)、結果、皆そこへは入りた

くないということで、政府に報告されたイギリス中における貧しい者の割合は激減したわけです。激減はしたけれど、国民全体が幸せになったこととは関係がない。

つまり、要介護高齢者の減少を目指すための地域ケア体制の確立ということですが、我が国の文化では家族で世話をするのが当然であるという、そういうことにすれば、要介護高齢者割合は減るけれども、それは違くだらうという気がしています。報告によれば要介護高齢者割合は減ったとしても、本当のところは、嫁に入って高齢になった人が更に超高齢の方々の世話をして要介護高齢者が減りましたという実態であれば嬉しくも何ともないと思ったわけです。

それで意見ですが、この要介護高齢者の割合といいますが、県、市町の負担が減るということ言えば、民営化であろうと思います。既に介護産業というのが雨後のタケノコのように出てきて、その質が問われている。そういう介護産業の育成と管理は、今後県も市町も必ず乗り出していただかないといけない。実際に、家で見ると言われても見るのができないから、結局どこかの会社に頼むわけです。しかし会社はお金儲けですから、当然最少の時間、最少の労力で最高の利益を上げようとするので、最低のサービスが行われることが予想される。今後、介護産業は、雇用が拡大する分野だと思いますが、それに対する手をぜひ差し伸べてほしいと思います。

田中会長 これについては、長寿介護課でもお考えがとおりだと思いますので、そちらでも検討していただけたらと思います。私どもの計画の見直しに関係した点については取り上げて参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

時間がせまっております。やはり関心の高い問題ということで、委員の皆さんからもご意見をいただきましたが、ここで解決するということは到底できませんので、ご意見を受けたということで次に移りたいと思います。安部さんありがとうございました。

最後になりましたが、愛媛県で一番力を入れたい、農山漁村の女性ビジョンについてお願いします。

農業経営課（西田） 農業経営課の西田と申します。よろしく申し上げます。

それでは、愛媛県農山漁村女性ビジョンについて説明させていただきます。

資料3ですが、資料に入ります前に簡単に背景をご説明します。県では平成6年から農山漁村における総合的な女性対策を進めております。平成11年に国において男女共同参画社会基本法と、食糧農業農村基本法が制定され、それを受けまして、農林水産省から農山漁村男女共同参画推進指針が出されまして、農山漁村における男女共同参画実現に向けての対策が一層必要となってまいりました。

皆さんもご存知のとおり、農業就業人口の約6割が女性とよく言われておりますが、近年女性の意識というのも大きく変化し、農業経営への積極的な参画をはじめ、地域社会への参画とか起業活動、交流活動などに大きな役割を果たすようになっておりますので、各分野での女性の活動が大変注目されております。しかし、その一方で、「家」というしば

りがある中で、個としての主体性の確立や方針決定の場への参画というのがなかなか進んでおりません。そこで農林水産部では、平成12年に「新農業ビジョン」を策定して、女性農業者の地位向上や、経営・社会参画を実現できる環境づくりに取り組むとしております。さらに農業経営課では、農山漁村の男女共同参画確立に向けまして、平成13年2月に、このような冊子「農山漁村女性のビジョン」を作成いたしました。このビジョンの中には、策定の背景や女性の展望、ビジョンに向けての課題と対策という具体的な推進方法が盛り込まれておりまして、このときからパートナーシップに関する指標として、平成22年を目標にした数値目標を策定しております。

それでは、資料1に入ります。

まず、農山漁村女性の展望ということで、目指す女性像を、職業人、地位社会の構成員、生活者の3つの視点で整理いたしました。

職業人として、家族経営協定締結の推進や、女性の視点を生かした起業活動を進めて、経済的地位や経営管理能力の向上を図り、農林漁業の振興を目指すとしております。

地域の構成員としては、農山漁村に残る固定的な習慣、慣習にとらわれず方針決定の場へ積極的に参画しよう、そして魅力ある農山漁村をつくろうということを目指しています。

生活者としては、家族一人ひとりが互いの価値観を認め合い、支え合う家庭づくりとして、若い世代が喜びを持って定住する暮らしの実現というのを目指しています。

2ページ目には、それぞれの課題と対策、具体的な取り組みを一覧にまとめています。課題は大きく分けて4項目。1つが固定的な役割分担意識、慣習の是正。2番目が、女性の経営参画の促進。3番目が、女性が活動しやすい環境づくり。4番目が、方針決定の場等への女性の積極的参画です。で、それぞれ右側に対策を記載していますが、ビジョン冊子には更に細かい内容を載せています。

県では、このビジョン振興管理のために、平成15年度に学識経験者や、農林漁業者の代表、公募委員の15名の皆さんによる、女性ビジョン推進会議を立ち上げて、年1回現状分析とか目標の確認見直しを行っております。

3ページに入ります。アクションプログラムですが、このビジョンの進め方について、4つの課題に対する対策を、各組織、機関ごとに細かく具体的にまとめております。

4ページは、それぞれの組織、機関における重点課題に対する年度ごとの対策をまとめています。年数が経過しておりますので、16年度までは実績の数値に置きかえておりますし、17年度は計画の数値が入っております。この中の数値は、最後の5、6ページのパートナーシップに関する指標を元に作成していますが、今年はビジョン策定の5年目ということで、既に17年度目標を達成したところは、昨年までの推進会議で新たな目標として上方修正というか目標を設定し直し、起業活動等は160グループのところを190グループに、家族経営協定は360戸を420戸というふうにしています。ちょうど今年がビジョン策定から5年目にあたり、平成22年に向けての10年計画の中間地点ですから、今年の推進会議にお

いて、また新たに見直しと後期へ向けての修正を考えています。

それから、5、6ページが、平成17年7月15日現在の最新の数値ですが、平成12年のビジョン策定当時は、現在のような市町村合併を想定していませんでした。現在では市町村の数が大きく変わり、70市町村が20市町になり、農業委員の数は各70市町村に2人ずつで計140人の女性という根拠で策定したものですから、現在大分減っています。全体数も減ったのですが、パーセント的にも3%前後で大きく目標に届かなかったという結果になりました。他の指標は上回ったもの、全く動かなかったものといろいろありますので、そのあたりを今後の推進会議で検討したいと考えています。

最後に、今年の2月に作成した啓発用リーフレットですが、女性組織7団体で具体的に政策決定の場への参画や家族経営協定の締結、起業活動を進めようというような連携した行動計画を立てて宣言していますので、時間がありましたらご覧ください。以上です。

田中会長 ありがとうございます。簡潔に報告をしていただきました。これまでの参画会議におきましても、この5、6ページのことは見てまいりまして、数字が動いていないなあというのが印象でしたが、皆様のほうからご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい、中道委員さんどうぞ。

中道委員 専門なので、いくつか質問させていただきます。

資料の5、6ページのところに、指標目標が幾つか載っているんですが、ここに載せていないものについては、どうなっているのかお聞きしたいのですが。データを持っておられることは存じ上げていますが、農業士や漁業士等の目標値と現況が今日の資料に載っていませんね。

農業経営課（西田） 農業士、漁業士は、目標設定しておりません。

中道委員 そうですか。では、是非設定してください。農業士や漁業士など、指導士の目標値ですね。

農業経営課（西田） はい。

中道委員 あと国も作っていますが、認定農業者数の数値目標も必要かと思います。

農業経営課（西田） はい、認定農業者については検討いたします。

中道委員 指導農業士とか。

農業経営課（西田） 青年農業経営士というのがありましたがなくなりましたので、現在は農業指導士というのがありますが、目標数値は設定しておりません。

中道委員 作ってないんですね。

農業経営課（西田） はい。

中道委員 その中で、女性の割合の制限があったのを取り払うという話をしたのですが、これも目標値が必要だと思います。漁業士もあると思いますが、農業経営課は持っていませんか。

農業経営課（西田） 漁業士は直接担当しておりません。

中道委員 国が設定している目標値があると思うので、認定農業者数もそうですが、そこについては県も作る必要があるのではないかと思います。

それからもう一つ、国も県もそうですが、特に愛媛県は「農山漁村」と言いますよね。今日来られたのは農業経営課なので、必ずしもそこに合うのかどうかわかりませんが、漁業や林業がどちらも政策が後れているんですね。例えば、組合員の数は、農協は載っているけれども漁協や森林組合は出ていませんね。むしろ、ここの正組合員になるというのは非常に難しいという現状も把握しておく必要があると思います。最近、農業も大変だけれど漁業、林業というのはもっと大変、漁業は特に大変なのですが、その点をどういうふうに進めていくのかということ、目標値も含めて出していく必要があるのではないのでしょうか。農業対策も必要ですが、愛媛県の場合、林業・漁業は重要なポイントになりますから。

田中会長 はい、わかりました。林業、漁業は、そういう数値は非常に低くて、会員になるのも難しいわけですね。そういう点について、私達は明るくないものですから理解しておりませんでしたけれども、そういう背景があるんですね。ちょっと道は遠いなあという感じがいたしますが、それだけにやはり把握していく必要があるだろうというご意見のように伺いました。ほかにございますか。

甲斐委員 この分野のかなり低い数値を上げるのはなかなか難しいという話を聞きましたが、その難しいことを実現するための手段というのは何か具体的にお考えでしょうか。

田中会長 数値を上げていくための対策についてお願いします。

農業経営課（西田） 林業・水産業も含めて数値の低いところを上げるために、15年度に推進会議を立ち上げました。いろんな関係団体の方、その場は林業組合、漁協組合等の参与さん、常務さんのほか、関係各課の課長さんにも出席していただきます。でも、組合員数とか、女性が組合員になるためには山林を持っていないといけないとかいう、基本的な財産の問題があります。ただ、出資金1万円出したら組合員になれるケースと、土地の所有、財産の所有がないと権利を得られない、組合員になれないというようなケースがあったり、定款等の改正もしないといけないということもあってなかなか進まない。どうしてもクリアしなければいけない壁がたくさんあるのですが、その会議の場で皆さんから、今までのところではなくて女性枠を別枠で設ける案などいろいろな話をしていただいています。トップの方のご理解を得て進めている組織と、この資料に出ている女性の7団体による連携会議を組んで、漁協等いろいろな組織の女性部長さんとか会長さんなのですが、その中で連携して要望したり、宣言したり、いろんな取り組みを女性が手をつないで活動しましょうということを進めるようにしています。あとは県が、普及センターをはじめ普及現場において事業を導入し、意識啓発や講座の開催等を地道に進めております。

甲斐委員 ありがとうございます。

田中会長 時間はかかると思われるが、地道にというようなお答えだったように思います。

しかし、山を持っていないと会員になれないというのは、ちょっとつらいですね、大きな大きなハードルで。

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

今、3つの課からそれぞれの計画についてお話していただきまして、皆様大変関心の深い計画が多かったものですから、かなり時間も取りましたけれども、これだけはお尋ねしておきたいというのはございませんか。

そうでしたら、3課の担当の方々ありがとうございました。

では、計画の見直しに移ってまいりたいと思います。今聞かせていただいた状況や数値、皆さんからいただいたご意見等をこれからの見直しに生かしていけたらと考えております。

続きまして、検討方法、骨子について、まず、事務局のほうから説明がございまして、先ほど申し上げましたように、7月25日に国の男女共同参画会議から内閣総理大臣へ答申がございました。6月に開催しました第1回会議のときは、まだ中間整理の段階でございましたので、改めて内容をご説明しておきたいと思っております。事務局からお願いします。

事務局 事務局からご説明させていただきます。

前回の第1回の参画会議では、国の男女共同参画基本計画の改定については5月に公表されました中間整理の内容、それから社会経済情勢、県の計画における主要課題の状況などについてご意見をいただいたところでございます。

今回は、県の計画の見直し作業を進める上での基本的な考え方とか、また盛り込むべき事項などについてご意見をいただきたいと考えております。

今、会長からお話がございましたとおり、国における検討につきましては、中間整理の後、各地の公聴会に寄せられた意見等を参考に審議された結果、先般、基本的方向について国の男女共同参画会議から内閣総理大臣に答申が行われたところです。その答申の内容については、お配りしております冊子「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」と、「女性に対する暴力に関する施策の基本的な考え方」の2つに取りまとめられております。これを受けて、今後各省庁で作業が進められる予定でございまして、年内には国の参画計画が改定される予定になっております。

それでは、資料4をご覧ください。

資料4は、「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」でございまして。

資料4 説明

説明は、以上でございまして。

田中会長 はい、ありがとうございました。大変要領よくおまとめいただけたと思いますが。後からご質問があればいただくということで、次に進ませていただいております。

そうでしたら、資料5から資料8まで一括でご説明をいただきましょう。

事務局 はい。それでは事務局のほうからご説明をさせていただきます。

事務局のほうでは、今後庁内の担当部局で、この審議会等の意見等をいただいた上で、具体的な見直しを行ってまいりたいと考えております。そして、10月に予定しております次回の会議では、具体的施策等についてたたき台をお示しし、ご審議をいただくこととしております。

そこで、今回はたたき台をまとめていく上での検討の進め方、それから整理する上での骨子となる項目の体系につきましてご審議いただきますとともに、具体的施策として盛り込むべき事項などについて、皆様のご意見をいただきたいと考えております。

具体的に申し上げますと、現在の計画につきましては、お手元にお配りしておりますパートナーシップえひめ21の22ページと23ページに体系表を載せております。体系表の中には、男女共同参画社会の実現という目標のもとに、5つの主要課題を設けておまして、その右の方に重点目標、それから施策の方向という構成になっております。

例えば、25ページを見ていただきますと、施策の方向ごとに具体的施策を記載しておりますが、これらについて今後担当の部局のほうで見直しを行いまして、これを取りまとめた上で次回ご審議をいただくことを考えております。

それでは、資料5、男女共同参画計画中間見直しの検討方向についてご説明します。

資料5 説明

続きまして、資料6 体系表の項目と骨子の検討案をご覧ください。

資料6 説明

資料7には、各項目について現在の項目及び項目案の検討内容と、それに対応する国の改定に当たっての基本的な考え方の項目を整理しております。

資料8は、今回考えております項目の整理と、第1回会議でいただいたご意見等を対応させて整理しております。

資料7、資料8 説明

田中会長 はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからのご質問と、ぜひ追加して欲しい、追加すべきだというもの、意見がございましたら是非伺っておきたいと思っております。ただ、今日は非常に短い時間ですので、もし時間内ご発言いただけないようでしたら、後で事務局にお寄せいただくという方法も取りたいと思っております。はい、どうぞ小山田委員さん。

小山田委員 新たな分野への取り組みに関連して。資料6の2ページにあります主要課題3：意思決定の場への女性の参画拡大、重点目標(3)様々な分野における男女共同参画の推進の中に、地域における国際交流・協力の推進という項目がありますが、やはりきめ細やかな、もてなしの気持ちで観光地を皆さんにご案内するということは、どちらかというと女性向きだと思うんです。観光案内をする人達のシルバー人材登録、そういう中に女性がどのくらい登録状況等を調べていただけたらありがたいと思うのですが。また、それに関連して、募集方法などもお聞かせいただきたいと思っております。

田中会長 委員の中にもそれに関係した方がいらっしゃると思いますが、ボランティアというのは熱い心と冷たい頭などよく言いますけれども、それは別に女性でなくても言えるなあという感じもしながらお聞きしておりました。登録等について、いかがですか。私も詳しい数字は言えないのですが。

事務局 今日は、関係資料や数字を持ち合わせておりません。

田中会長 そうですね。佐伯委員さん、このことについて何かご存じのことありますか。

佐伯委員 私は、古いデータしか知りません。数値も把握しておりませんが、資格を持っているといいますが、日本にある協会の通訳検定に合格している人で、通訳士の認定をもらっている方たちが県に登録できる制度はありますが、その登録数について最近フォローしておりません。

田中会長 そういう制度がちゃんとあるということですね。

佐伯委員 はい、あります。それから今は、コミュニティへの足がかりを作って、医療、福祉、老人福祉など生活全般についてのサービスをしようという動きがあります。観光立国の施策と並んで、地域ベースのものについても進めようというふうに進んでおりますので、いろいろな認定制度が生まれてくる中で、その中には地域に還元できるような活動が制度化されていくのではないかなと。今までのボランティア活動とは別に出来てくるのではないかと期待しているのですが、これについては今後の動きを待たなければならないと思います。

田中会長 はい、ありがとうございました。

今のご質問に関しては、手元にはないけれども掌握してあるものですので、また別の機会に提示していただきたいと思います。

ほかにございますか。赤澤委員さんどうぞ。

赤澤委員 今朝の毎日新聞にも掲載されていましたが、スクール・セクシュアル・ハラスメントの項目を是非どこかに入れていただきたいということを要望したいと思います。これが主要課題のどこに入るのかは、悩んでいたのですが、セクシュアル・ハラスメントというと、どうしても事業所というイメージが強いのかもしれませんが、学校現場でもかなり起こっているということが報道されていますので。主要課題5：労働の場における男女平等の確保には入りにくいと思いますので、主要課題2：男女共同参画の視点に立った意識の改革のあたりに盛り込むことができればお願いしたいと思います。

田中会長 事務局、このことについてはいかがですか。

事務局 はい、確かに県の男女共同参画条例の中でもセクハラのことに触れております。今の計画で申し上げますと、主要課題1：女性の人権の尊重です。資料7の1ページ、施策の方向：女性に対する暴力への厳正な対処という項目です。これに対応する国の考え方としては、7：セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進というのがございますので、そういったところで。それから施策の方向：被害女性に対する救済策の充実のとこ

ろにも7 : セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進が整理されておりますので、これらを踏まえてご要望を承ります。

田中会長 どこに入れるかと言えば、ここが一番妥当ではないかということですが、場所はともかく、是非入れて欲しいということですね。学校、教育の場におけるセクシュアル・ハラスメントということで。これは赤澤委員さん、具体的には教師から子供へということですか。

赤澤委員 そうですね。

田中会長 はい。ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

はい、中道委員さんどうぞ。

中道委員 ちょっと質問です。資料があれば作って欲しいと思うのですが。私、農林水産業の調査をずっとやっていて、家族経営協定というのは中小というか、零細の個人商店に当てはまると思っています。でも、そういうところに対する施策というのは、どういう場合にも出てこない。国全体においても。実はそういうデータを取っていないのではないかと思いますので、もしありましたら、主要課題5：労働の場における男女平等の確保に関連してくると思います。日本の企業はほとんどが中小企業で、その下の零細企業もかなりの割合を占めますよね。そういうところの女性はなかなか外から見えない。農業と同じく夫婦で経営している、あるいはそれに子供が若干いるという経営も多いので、その辺りにおける男女共同参画の状況が具体的にどういう状況にあるのかというデータがもし取れるならば、できるだけ集めて示していただくと、次のステップの対策というのも考えられますので。

田中会長 杉田委員さん、労働局では、こういう数字というのはお出しになったことはあるのでしょうか。

杉田委員 残念ですが、ございません。

田中会長 わかりました。ありがとうございます。事務局のほうでいかがでしょう。これからの方向でも結構でございます。

事務局 ちょっと取れるかどうかわかりませんが、関係部局のほうに照会してみます。

田中会長 はい、関係課でお持ちの資料がございましたら、是非お願いしたいと思います。中道委員さん、よろしいですか。

ほかに。今井委員さん。

今井委員 平成17年度の県の男女共同参画関連施策で、女性に対する暴力の根絶の中に、高齢者虐待防止対策が入っていましたが、この点について、見直しの中ではどのようなになっていますか。

田中会長 事務局お持ちでしょうか。

事務局 少々不確かな情報ですが、高齢者虐待につきましては、国において高齢者虐待防止法が準備されていて、県では長寿介護課が担当で、防止計画を策定するということを開

いております。ただ、どこまで具体的に進んでいるかは把握しておりません。

今井委員 はい、わかりました。

田中会長 男女共同参画という切り口ではなくて、高齢者の問題として取り上げていくということでございます。ご指摘ありがとうございます。

はい、杉田委員さんよろしく申し上げます。

杉田委員 項目の見直しの中で、ポジティブ・アクションという言葉が、重点目標レベルの全般にかかってくるところで積極的改善措置とわかりやすく変えられるというのは分かりますが、主要課題5：労働の場における男女平等の確保、重点目標（1）男女均等な雇用環境の整備、施策の方向：ポジティブ・アクションの促進、のところも積極的改善措置と変更予定（作業案）になっていますね。これについては、表現を揃えるということもあるかもしれませんが、ただ、男女雇用機会均等法の中ではポジティブ・アクションという用語は出てきませんが、施策の進め方として、企業が推進するという事でポジティブ・アクションという言い方をしております。ちょうど私が関わる部分なので、ちょっと気になりました。重点目標（1）男女均等な雇用環境の整備、においては、可能であればポジティブ・アクションという言葉を残していただければと思っております。これは行政が施策として進めている中でも使われておりますので。

もう一つ、主要課題4：家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備の、重点目標（2）安心して子どもを育てられる環境整備に、再就職希望者に対する支援、がございませぬ。安心して子どもを育てられる環境整備の中に、再就職希望者に対する支援が入っているという、これは位置づけの問題ですが、今確かに、施策としても女性の起業と併せて再就職の支援が出ていますが、何ていいますか、仕事をしている方を両立支援することで仕事が続けられるという選択と、もちろん、家庭に入った方が再就職するというケースもあるのですが、この環境整備の中に入れていたという位置づけはどうなのかという気がしています。今さらなのですけれども。

田中会長 ああ、なるほどね。

杉田委員 これは国の視点だけで言えば、やはり女性の能力発揮の部分で捉えられている部分ですが、この現行計画における位置づけとしては、前段の説明によるとそんなに違和感があるわけではないのですが、この体系の中で見るとこの位置づけはどうなのかということ少し考えてしまいました。

田中会長 杉田委員さん。むしろ入れるとすればここに、というところはございませんか。

杉田委員 そうですね。再就職希望者に対する支援というのは、現在の4（2）にも関連するとは思いますが、やはり、主要課題5：労働の場における男女平等、のところ。今働いているわけではない、一旦家庭に入った女性や育児等を理由に退職した方の再就職ということに関わってくる。または、両立に関わっていることも確かなので、主要課題4：家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備、でもいいのですが、（2）安心して子ど

もを育てられる環境整備というよりは、(1)男女が共に参画する家庭・地域づくり、とか。今回見直しをされるときに、今の位置づけはどうか、もう少し何か検討できる余地がないかと感じましたので。

田中会長 検討の余地はありますね。

事務局、これは検討させていただくということによろしいですか。

事務局 はい。

田中会長 それでは今のご意見を受けまして、これは検討課題としていただくことにいたします。それぞれ関わっておられることには、とても敏感に反応してくださるんですけど、はい、佐伯委員さんどうぞ。

佐伯委員 これも用語のことに終始するかもしれませんが、資料7の3ページにあるエンパワーメントという言葉の扱いですが、これは今までの議論を余り知りませんが、男女共同参画を語るうえでのキーワードであると思います。今回これを、女性の参画拡大と総合的に集約しておられますが、やはりどこかに能力向上のための支援策というような、能力的なものを入れて残していただきたいと思います。ただ、この主要課題3：意思決定の場への女性の参画拡大の、重点目標(2)エンパワーメントの支援、の中では参画拡大を支援することによって機会の拡大やネットワーク化を通じた学習、能力向上ももちろん入っているとは思いますが、場の提供という意味での参画拡大では、そこで留まりはしないかということも懸念されます。もっと申しますと、パートナーシップえひめ21の中には、詳しい用語説明もつけていらっやあって、大変分かりやすくまとめておられると思います。こちらの40ページにはちゃんと意味も含めて記載してありますから、カタカナだから日本語だからどうという話ではなくて、本来の趣旨が伝わるように意味を含めた日本語表記が良いかと思いますが、いかがでしょうか。

田中会長 ありがとうございます。おもしろいですね、今までカタカナが割と出てきたところへ、カタカナではなくて日本語で表現しましょうという動きがあったり、そうしますと、今までよく分からなかったけれども、使ってきたカタカナのほうが良いというご意見が出たり。今、過渡期にあるのではないかと思います。だから、どちらかを括弧に入れて併記する方法もありますし、この表現については検討するという事でいかがでしょうか。

佐伯委員 方向としては、日本語に直せるものは直したほうが良いと思うのですが。実は、今会長さんがおっしゃった括弧付きの表記を考えておりました。参画及び能力向上のためとか、何かそういう意味を付与して、一步踏み込んだ形の表現をしていただけたらありがたいという意見です。

田中会長 事務局のほういかがでしょう。

事務局 はい、今回、国の計画見直しでも、ポジティブ・アクションという言葉が積極的改善措置(ポジティブ・アクション)というふうに、括弧付きの表現に変わりつつありま

すので、委員さんのご意見も踏まえて検討させていただきます。

田中会長 はい、ありがとうございました。

そうしましたら、今日述べていただくことのできなかつたご意見、あるいは後で考えつかれたようなご意見がございましたら、ぜひ事務局のほうにお寄せいただきたいと思います。連絡先を教えてください。

Eメールアドレス、FAX番号を提示

よろしいでしょうか。ご意見がございましたら、是非お寄せいただきたいと思います。

これで第2回目の男女共同参画会議を終えたいと思います。ありがとうございました。

お疲れさまでした。

4 閉 会

司会 田中会長さん、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第2回男女共同参画会議を終了いたします。皆様どうもありがとうございました。